

# 東京海上日動 ドローン 施設賠償責任保険

【FLIGHTS無料オンライン講座受講者様限定プラン】（法人事業者・個人事業主様向け）

ドローンは、航空写真撮影、災害調査等の商業的または公共的な利用機会が増加しております。しかし、ドローンの使用には様々なリスクが伴います。

万が一の第三者の身体や財物に対する法律上の損害賠償リスクに備えた賠償責任保険へのご加入をおすすめします。

無人ヘリコプターの着陸時に目測を誤り、機体が歩行者に接触し、けがを負わせてしまった！

対人賠償

対物賠償

人格権侵害

無人ヘリコプターの操縦ミスにより、機体が他人の家屋に衝突し、屋根を損壊してしまった！

ドローンで撮影した動画をインターネットで公開したところ、付近のマンションの一室が意図せず映り込み訴えられてしまった！

## 本保険の特徴

1

### インターネットで簡単加入！

無料オンライン講座受講完了後にインターネットで簡単にご加入手続きが可能です！

2

### 無料オンライン講座受講者様限定プラン！

無料オンライン講座受講者様向けに設計した独自プランをご用意しております！

3

### スピーディーに補償開始！

掛金お支払手続き完了日（\*）の、最短翌日より補償開始！安心してドローンを操縦できます！

（\*）掛金のお支払手続きにより異なります。

- クレジットカード払：クレジットカードでの支払手続き完了日
- 口座振込：指定口座着金日

## お問い合わせ先

【取扱代理店】 **エイ・シー・エフ** 〒157-0072 東京都世田谷区祖師谷4-14-9

**TEL 03-6411-4873 FAX 03-5490-7023 mail:drone@a-c-f.jp**

HP:<http://www.a-c-f.jp> FB:<https://www.facebook.com/drone.ACF/>

【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社

航空保険部 営業課 〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1 TEL 03-3285-1726

2019年9月作成 19-T03348

# 保険の概要

## 施設賠償責任保険

ドローンを使用した業務の遂行およびドローンの所有、使用または管理に起因して、保険責任期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊や人格権侵害事故について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払します。

項目	
保険の対象となるドローン (*1)	FLIGHTS無料オンライン講座受講者様が所有する総重量 (*2) 150Kg未満かつ保険金額5万円以上の業務に使用する産業用ドローン (曲技 (エアショー)、レジャー、競技用等のドローンは対象外です。)
契約者	株式会社FLIGHTS
被保険者 (補償を受けられる方)	①ドローンを所有するFLIGHTS無料オンライン講座受講者様 (記名被保険者) ②上記①が所有、使用または管理するドローンの貸与を受ける者 (日本国内所在の法人または個人事業主に限ります。また記名被保険者の業務に関する場合に限ります。) ③記名被保険者の使用人 ④記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関
保険責任期間	「クレジットカードでの支払手続完了日」または「掛金の指定口座着金日」の翌日午前0時のいずれか遅い時から1年後の応当日の午後4時 もしくは 指定した補償開始希望日の午前0時から1年後の応当日の午後4時
支払限度額	ご契約時に支払限度額を選択プランの中より決定いただきます

(\*1) 遠隔誘導式小型回転翼機であり、手投げ式、カタパルト式、滑走式等の固定翼機を除きます。

(機体に装着されているカメラ、散布機器、検査機器、広告等の付属設備を含みます。)

(\*2) 燃料、薬剤、付属機器等すべてを搭載した状態での重さをいいます。

## 補償プラン

項目	補償内容	ライトプラン	スタンダードプラン	海外プラン	
支払限度額	基本補償 CSL 1億円・5億円・10億円 (1事故)	○	○	○	
	管理下財物損壊 担保特約	基本補償と共通	○	○	○
	人格権侵害	100万円 (1名) 1,000万円 (1事故/期間中) 免責金額 なし	○	○	○
	初期対応費用	1,000万円 (1事故) 免責金額 なし	○	○	○
	訴訟対応費用	1,000万円 (1事故) 免責金額 なし	○	○	○
	追加被保険者 特約	基本補償と共通	×	○	○
	国外一時持ち出し 危険担保特約	基本補償と共通	×	×	○
	免責金額	0円 (1事故)			
年間 制度 掛金	基本補償 支払限度額 1億円	6,050円 (うち保険料5,140円)	6,200円 (うち保険料5,270円)	7,220円 (うち保険料6,140円)	
	基本補償 支払限度額 5億円	9,730円 (うち保険料8,270円)	9,990円 (うち保険料8,490円)	11,710円 (うち保険料9,950円)	
	基本補償 支払限度額 10億円	10,500円 (うち保険料8,930円)	11,970円 (うち保険料10,170円)	14,030円 (うち保険料11,930円)	

※上記の掛金には保険料のほかシステム維持費が含まれています。

※期中のプラン変更はできません。あらかじめご了承くださいませ。お願いいたします。

## お支払いする保険金と付帯する主な特約

法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金をお支払いします。尚、お支払いする保険金は、ご加入されたプランの支払限度額を限度にお支払いします。 (注) 賠償責任の承認または賠償金額の決定前に、引受保険会社の同意が必要となります。
争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)をお支払いします。 なお、お支払いする保険金は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象になりますが、「法律上の損害賠償金>支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払します。
損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用をお支払いします。尚、お支払いする保険金は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。
緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用をお支払いします。尚、お支払いする保険金は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。
協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用をお支払いします。尚、お支払いする保険金は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。
人格権侵害担保特約	ドローンの所有・使用・管理、ドローンを使用した業務の遂行に伴う次の不当行為(次のいずれかの行為をいいます。ア.不当な身体の拘束 イ.口頭または文書もしくは図画等による表示)によって発生した人格権侵害(他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して1名あたり100万円、1事故/期間中あたり1,000万円(免責金額0円)を限度に保険金をお支払いします。ただし、広告・宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害や被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害等に対しては、保険金を支払いません。また、不当行為が加入者証記載の保険期間中に日本国内において行われた場合に限り保険金を支払います。
初期対応費用担保特約	この保険の対象となりうる事故が発生した際に、事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査費用、身体障害を被った被害者への見舞費用(花や見舞金の代金、見舞品購入費用等)等、社会通念上妥当な費用を被保険者が支出したことによって被る損害に対して、1事故あたり1,000万円(免責金額0円)を限度に保険金をお支払いします。(結果として、被保険者に法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でも補償されます。)ただし、身体障害を被った被害者への見舞費用については1事故支払限度額の内枠で1名あたり10万円を限度に保険金をお支払いします。
訴訟対応費用担保特約	この保険の対象となる事故が発生し、被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内において提起された場合に、応訴のために必要となる事故再現実験費用や意見書・鑑定書作成費用または裁判所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当と認められる訴訟対応費用を被保険者が支出したことによって被る損害に対して、1事故あたり1,000万円(免責金額0円)を限度に保険金をお支払いします。
管理下財物損壊担保特約	ドローンの所有・使用・管理、ドローンを使用した業務の遂行に起因する管理下財物の損壊について、被保険者がその財物の正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、記名被保険者がリース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき他人から借りている場合や、記名被保険者が保管施設において保管するために預かっているドローンの損壊等は補償対象外となります。
追加被保険者特約(スタンダードプラン、海外プランのみ)	記名被保険者が所有、使用または管理するドローンの貸与を受ける者(日本国内所在の法人または個人事業主に限ります。また記名被保険者の業務に関する場合に限ります。)を自動的に被保険者に含めます。
国外一時持ち出し危険担保特約条項(海外プランのみ)	日本国内に住所を有する保険証券記載の記名被保険者の役員または使用人が、保険の対象となるドローンを使用した業務の遂行およびドローンの所有、使用または管理を日本国外に出張して行う場合、ドローンを使用した業務の遂行のために一時的に日本国外に持ち出した場合に生じた損害を補償します。ただし、記名被保険者が請け負った日本国外で行われる工事に起因する事故による損害に対しては保険金を支払いません。

## 補償の対象とならない主な損害

- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・戦争(宣戦の有無を問いません。)、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
- ・地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・他人との特別の約定によって加重された賠償責任
- ・次の賠償責任
  - a.記名被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊につき、正当な権利(所有権等)を有する者に対して負担する賠償責任
  - b.記名被保険者以外の被保険者が所有・使用・管理する財物(a.に規定する財物を除きます。)の損壊につき、正当な権利(所有権等)を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任
- ・被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害(死亡を含みます。)
- ・石綿(アスベスト)、石綿の代替物質等の発がん性その他の有害な特性に起因する損害
- ・汚染物質の排出・流失・いっ出・漏出・放出(ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、引受保険会社に通知されたものは、お支払いの対象となります。)または廃棄物の不法投棄・不適正な処理

等

※補償の対象とならない損害の詳細は、契約者にお渡ししている保険約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。

※各特約により補償の対象とならない主な損害内容が異なる場合があります。

# ご加入手続きについて

## STEP 1. オンライン講座受講完了後、FLIGHTS「ドローン保険」ホームページ「お申込み（お見積り）」バナーからお手続きください

FLIGHTS「ドローン保険」ホームページにある「お申込み（お見積り）」バナーをクリックいただくと、保険制度ご購入画面が表示されます。画面の案内に沿ってお手続きをお願いいたします。

### 保険料お支払方法

下記①もしくは②のどちらかをご選択ください。

#### ①クレジットカード払

ご加入手続き時にクレジットカード払いのお手続きをしてください。

#### ②振込払

ご加入手続き後に保険料を金融機関または郵便局からお振り込みください。

【振込先口座】 三井住友銀行 渋谷支店 普通口座 9550529  
カ) フライト

### 補償開始日

「クレジットカードでの支払手続き完了日」または「掛金の指定口座着金日」の翌日午前0時のいずれか遅い時から1年後の応当日の午後4時  
もしくは  
指定した補償開始希望日の午前0時から1年後の応当日の午後4時

### 補償終了日

補償開始日の1年後の応当日の午後4時  
(例：補償開始日が2019年11月25日の場合は2020年11月25日午後4時となります)

## STEP 2. ご加入お手続き完了後に発行される加入者証の内容をご確認ください

お手続き完了後、ご登録いただいたメールアドレスに加入者証（PDFファイル）を送付いたします。内容ご確認のうえ、印刷もしくは画面保存をお願いいたします。万が一、内容に誤りがある場合は取扱保険代理店 エイ・シー・エフまで至急ご連絡くださいますようお願いいたします。

### 【エイ・シー・エフ】

TEL 03-6411-4874 FAX 03-5490-7023 メールアドレス：drone@a-c-f.jp

## ご加入後の変更

住所・ご連絡先・ご加入者名等のご変更がありましたら保険代理店 エイ・シー・エフまでご連絡ください。  
※タイプ変更は受け付けておりませんのであらかじめご了承ください

## 万が一の事故の際には

お手元にご加入者証をご準備の上、保険代理店 エイ・シー・エフまでご連絡ください。

TEL 03-6411-4873 FAX 03-5490-7023 メール：[drone@a-c-f.jp](mailto:drone@a-c-f.jp)（平日9:00～17:00/休：土日祝）

# ご加入の際にご注意いただきたいこと

## 1. この保険について

- この保険は株式会社FLIGHTSを保険契約者とし、株式会社FLIGHTSの提供する無料オンライン講座受講完了者を記名被保険者とする保険契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は株式会社FLIGHTSが有します。

## 2. 告知義務について

- Web申込フォーム等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。 ※引受保険会社の代理店には、告知受領権があります。

## 3. 通知義務について

- ご加入後にWeb申込フォーム等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

## 4. 事故が起こった場合の手続き

- ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶発的な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要な事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡下さい。また、ご連絡の際には弊社より発行している加入者証のコピーを併せてご連絡下さい。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

- 保険金請求に必要な主な書類

保険金のご請求にあたっては、保険金の請求書をご提出いただけます。その他事故の状況に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります。

- 保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

## 5. 解約と解約返れい金

- ご契約の解約については、取扱代理店または弊社までご連絡ください。  
・ご契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

## 6. 他の保険契約等との関係

- この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下、「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。  
・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合  
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。  
・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合  
既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

## 7. 加入者証

- ご契約後、1か月経過してもご登録いただいたメールアドレスに加入者証（PDFファイル）が届かない場合は、代理店または弊社にお問い合わせください。

## 8. 代理店の業務

- 代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、ご契約の代理店と有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

## 9. 保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限り。））またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

(※)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

## 10. 示談交渉サービスは行いません

- この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、お客様（被保険者）ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置ください。

なお、引受保険会社の承認を得ないでお客様側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

## 11. 保険金請求の際のご注意

- 責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます。（保険法第22条第2項）

このため引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

## 12. 重大事由による解除について

- 以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

## 13. 補償の重複に関するご注意

- 補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

ご契約いただく際は、パンフレット・Web申込フォーム等でご案内しております補償内容等がお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。  
ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または引受保険会社までお申し出ください。

### 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)



**0570-022808** <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

このパンフレットは、施設賠償責任保険の概要についてご紹介したものです。

詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である株式会社FLIGHTSの代表者にお渡ししてあります保険約款によります。

保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、株式会社FLIGHTSまでご請求ください。

ご不明の点がありましたら代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

